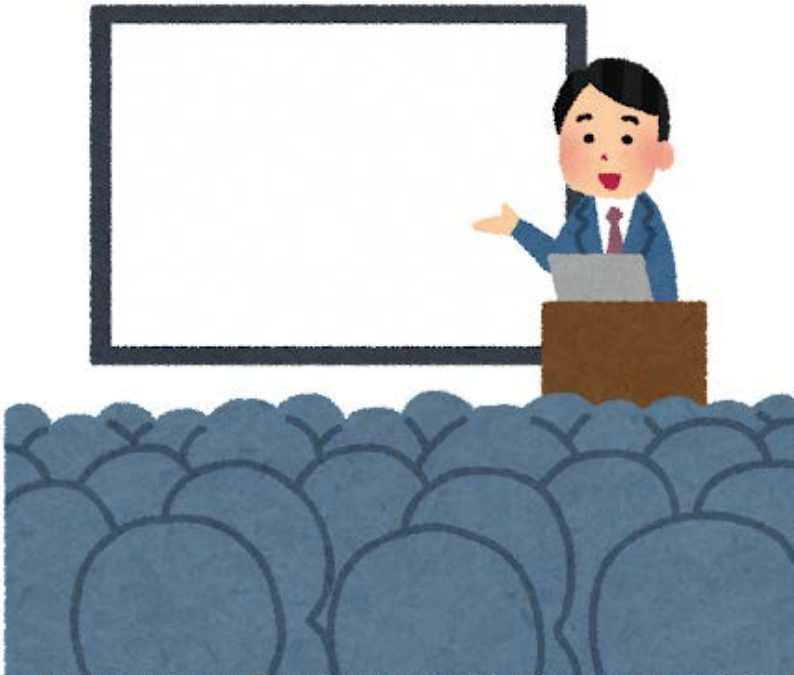


集団指導について



集団指導は何のためにあるのでしょうか？

松戸市の事業所指導について

指導	実地指導	法令等の基準に定めるサービスの取扱い、給付費の請求等について周知徹底することを方針として、指定特定相談支援事業者等の事業所において行う。
監査	集団指導	指定特定相談支援事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
		サービスの取扱いや給付費の請求等について、基準違反、不正又は著しい不当等が認められる場合もしくは疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として行う。

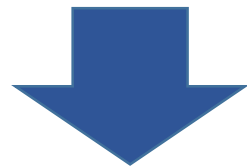
集団指導の役割

◇松戸市のルールを確認する場

- ・各事業者が統一したルールで利用者を支援する

◇事業経営者としての責任を再確認する場

- ・相談支援専門員の管理や指導を適切に行う



確認しておく
ことで・・・

- ・不適切な請求を防ぐことができ、安定した事業運営につながる
- ・よりよい支援を行うことで、利用者の安心につながる

実地指導について（指定の翌年度）

実地指導の流れ

1	実施通知	<ul style="list-style-type: none">・ 事前に文書をもって連絡（概ね実施日の1～2か月前）・ 運営状況確認書類、事前提出資料の一覧を同封
2	事前提出	<ul style="list-style-type: none">・ 事前提出資料を作成し、期限までに市に提出・ 実地指導を実施する場所の確保・ 管理者が同席できるように予定調整・ 実地指導日のための必要書類を準備
3	実地指導当日	<ul style="list-style-type: none">・ 事前提出資料を基に書類検査、ヒアリング
4	実地指導後	<ul style="list-style-type: none">・ 実地指導結果通知を送付（概ね実施日以降の1～2か月以内）・ 改善が必要な場合、期限までに改善報告書を提出

実地指導について

◇実地指導時に確認する書類事項

- 人員に関する基準（例 従業者勤務形態一覧表、身分を証する書類 etc）
- 運営に関する基準（例 サービス等利用計画、モニタリング報告書 etc）
- 変更の届出有無等
- サービス利用計画作成費の算定及び取扱い（例 加算取得に関する書類 etc）

監査について

◇監査対象となる事業者

- ・ 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ・ 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業者立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

監査について



◇行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、行政上の措置を機動的に行うものとする。

- ① 勧告・・・期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。
- ② 命令・・・期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。
- ③ 指定の取消等・・・指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

令和5年度実地指導の結果について

◆ 実施期間 令和5年10月11日～10月27日

◆ 対象者 8カ所（新規指定事業所4カ所）

◆ 実施対象 事前提出書類、請求関係



主な指摘事項①

- サービス等利用計画作成手続きについて、①計画案作成、②担当者会議、③確定版作成という順序が逆転している。
 - ▣ 基準に定められた順序で実施すること。
- サービス担当者会議の議事録（記録）が存在しない、又は確認できなかった。
 - ▣ サービス担当者会議は利用者のサービス調整を図るにあたり重要なもののため、関係者が参加の上、必ず開催して、内容等の議事録（記録）をとり、5年間保存すること。

主な指摘事項②

- 事業所内に相談支援専門員の有する資格等が掲示されていない。
 - ▣ 利用者が事業所に訪れた際に、確認できるよう見やすい場所に掲示すること。
- 相談受付票、契約書、重要事項説明書、個人情報提供同意書、訪問票（アセスメント票）の日付等が記入されていなかった。
 - ▣ 契約時に利用者の情報や同意を十分に担保する観点から、以後、記入漏れがないように留意すること。

主な指摘事項③

- 計画案もしくは確定版に利用者の同意欄が未記載のものがあった。
 - ▣ 計画案、確定版ともに必ず利用者の同意を得ること。
- モニタリング報告書の署名欄に記載漏れが確認された。
 - ▣ 必ず記入漏れ等がないように、作成・保存すること。
- モニタリング報告書の写しが市に提出されていなかった。
 - ▣ モニタリングを実施したら、遅滞なく報告書の写しを市へ提出すること。

コロナ後における計画相談業務の整理

アセスメント	訪問
サービス等利用計画（案）	文書による同意（署名）
サービス担当者会議	招集 or テレビ電話装置
サービス等利用計画（確定）	文書による同意（署名）
モニタリング	訪問